

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第7部門第3区分

【発行日】平成17年9月22日(2005.9.22)

【公開番号】特開2005-57807(P2005-57807A)

【公開日】平成17年3月3日(2005.3.3)

【年通号数】公開・登録公報2005-009

【出願番号】特願2004-307467(P2004-307467)

【国際特許分類第7版】

H 0 4 M 1/57

H 0 4 M 1/00

H 0 4 M 1/65

【F I】

H 0 4 M 1/57

H 0 4 M 1/00 K

H 0 4 M 1/65 H

【手続補正書】

【提出日】平成17年6月29日(2005.6.29)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

着信に応答しなかったことを示す非応答情報を少なくとも含む着信履歴情報を表示する着信履歴表示手段と、

応答しなかった着信については、前記非応答情報を該着信の着信履歴情報を表示する一方、応答した着信については、該着信の着信履歴情報を表示しないようにする応答着信履歴非表示手段と、を備えたことを特徴とする通信装置。

【請求項2】

留守録を行う留守録手段と、

前記留守録手段によって留守録が行われた着信については、該着信の着信履歴情報を表示しないようにする留守録着信履歴非表示手段を備えたことを特徴とする請求項1に記載の通信装置。

【請求項3】

前記着信履歴情報は、着信日時を含むことを特徴とする請求項1または2に記載の通信装置。

【請求項4】

前記着信履歴情報は、着信した相手の電話番号を含むことを特徴とする請求項1乃至3の何れか一項に記載の通信装置。

【請求項5】

前記着信履歴情報の相手電話番号のうち、表示された相手電話番号に発呼する発呼手段を備えたことを特徴とする請求項4に記載の通信装置。

【手続補正2】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0 0 0 4

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0004】

前記の課題を解決するために、請求項1記載の発明では、着信に応答しなかったことを示す非応答情報を少なくとも含む着信履歴情報を表示する着信履歴表示手段と、応答しなかった着信については、前記非応答情報と該着信の着信履歴情報を表示する一方、応答した着信については、該着信の着信履歴情報を表示しないようにする応答着信履歴非表示手段と、を備えたことを特徴とする。

また、請求項2記載の発明では、留守録を行う留守録手段と、前記留守録手段によって留守録が行われた着信については、該着信の着信履歴情報を表示しないようにする留守録着信履歴非表示手段を備えたことを特徴とする。

また、請求項3記載の発明では、前記着信履歴情報は、着信日時を含むことを特徴とする。

また、請求項4記載の発明では、前記着信履歴情報は、着信した相手の電話番号を含むことを特徴とする。

また、請求項5記載の発明では、前記着信履歴情報の相手電話番号のうち、表示された相手電話番号に発呼する発呼手段を備えたことを特徴とする。

上記のように構成したので、請求項1記載の発明では、着信履歴情報を表示するようにして、応答しなかった着信については、その情報と着信の着信履歴情報を表示する一方、応答した着信については、着信の着信履歴情報を表示しないようにする。

請求項2記載の発明では、留守録が行われた着信については、着信履歴情報を表示しないようにする。

請求項3記載の発明では、着信履歴情報は、着信日時を含むようにする。

請求項4記載の発明では、着信履歴情報は、着信した相手の電話番号を含むようにする。

請求項5記載の発明では、表示された相手電話番号に発呼するようにする。

【手続補正3】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0005

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0005】

本発明によれば、請求項1記載の発明では、着信履歴情報を表示するようにして、応答しなかった着信については、その情報と着信の着信履歴情報を表示する一方、応答した着信については、着信の着信履歴情報を表示しないようにするので、無駄な応答をなくすことができる。

また、請求項2記載の発明では、留守録が行われた着信については、着信履歴情報を表示しないようにするので、その着信については後で留守録で確認することが出来る。

また、請求項3記載の発明では、着信履歴情報は、着信日時を含むので、いつ着信した情報かを明確に判断することができる。

また、請求項4記載の発明では、着信履歴情報は、着信した相手の電話番号を含むので、相手の電話に正確に返事を送ることが出来る。

また、請求項5記載の発明では、表示された相手電話番号に発呼するようにするので、発呼の手間が省け、且つ電話番号のミスを防ぐことが出来る。